

副業/兼業収入に係る 会計処理について

2023年10月21日

日本租税理論学会

於 名城大学

旭川市立大学 税理士 武田浩明

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

平成30年1月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が策定され、令和2年9月と令和4年7月に改訂され、ガイドラインの趣旨として「本ガイドラインは、副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示したものである」としている（注）。

国の後押しがある中、副業・兼業の者の数は増えているが、それに伴い会計処理の問題や所得区分の問題も出てきている。

本来所得区分については、所得の性質に基づいて判断すべき問題であるにもかかわらず、金額の多寡により所得区分を判断する傾向があることを思料する。

（注） www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf（最終閲覧日令和5年9月10日）

副業/兼業の射程範囲

本稿においては、副業/兼業を行う者として、給与所得に該当する者は除外して考えることとする。

兼業/副業を行う者が、不動産所得・事業所得・雑所得に該当する場合のみを対象とする。

兼業/副業を行う者が、いずれの所得区分に該当するかに応じ、帳簿書類の備付等の義務を負い、会計処理の方法も異なることになる。

所得税法36条1項（収入金額）

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

所得税法37条1項（必要経費）

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

費用収益対応の原則

期間損益計算において、期間的収益（所法36条1項）から期間的費用（所法37条1項）を控除することにより適正な期間損益が計算される（注）。

不動産所得 総収入金額 - 必要経費 （所法26条2項）

事業所得 総収入金額 - 必要経費 （所法27条2項）

雑所得 総収入金額 - 必要経費 （所法35条2項2号）

（注）費用収益の対応について、「費用および収益の期間的限定、さらに費用収益対応の原則の展開においては、まず収益を期間的に限定し、これに対する損費の期間限定をなす方式と、これとは反対に、まず損費を期間的に限定し、これに対応する収益を把握して収益の期間限定をなす方式とが考えられるのである。」としている。富岡幸雄著『税務会計学原理』、中央大学出版部、2004年、1049頁。

費用と収益の認識

発生主義 費用を認識



実現主義 収益を認識



現金主義

業務に係る雑所得の分類

その年の前々年の 雑所得の収入額	内 容
300万円以下	現金主義による所得計算の特例を適用
300万円超	住所地又は居所地で、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存
1000万円超	その副業に係る取引のその年間の総収入金額及び必要経費の内訳を記載した書類を確定申告書に添付

雑所得の範囲（所得税基本通達35-2）

35-2 次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。

- (1) 動産（法第26条第1項《不動産所得》に規定する船舶及び航空機を除く。）の貸付けによる所得
- (2) 工業所有権の使用料（専用実施権の設定等により一時に受ける対価を含む。）に係る所得
- (3) 温泉を利用する権利の設定による所得
- (4) 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得
- (5) 採石権、鉱業権の貸付けによる所得
- (6) 金銭の貸付けによる所得
- (7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得
- (8) 保有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

（注）事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

現金主義による所得計算

その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円以下である場合には、現金主義（注）の特例により計算することができる（所法67条2項）。

青色申告者で前々年分の事業所得と不動産所得の金額の合計額が300万円以下である場合には、届け出をすることにより現金主義の特例により計算することができる（所法67条1項）。

白色申告者は、現金主義の特例による所得計算は出来ない。

（注）「対価その他を受領した時をもって収益計上の認識基準とし、収益の帰属を決定する認識基準を『現金基準』と称している。」（富岡幸雄著『税務会計学原理』、中央大学出版部、2004年、909頁）

現金主義による問題点

小規模事業者が採用する現金主義は、日々の会計処理については簡単である。現金が入金した時点において収益を認識し、現金で支払った時点において費用を認識するからである。

ただし、年度をまたいで入金があった場合には、正しい期間損益計算が行えず、適切な納税が行われられない可能性があることである。

現金主義の採用については、判断基準が前々年300万円以下であるか否かであるため、申告年の事業規模に関わらず採用できてしまうことにより、事業規模が拡大するほど、適正な期間損益計算から乖離してしまう恐れがある。

白色申告者が、副業/兼業を事業所得として申告すると、前々年の事業規模に係わらず、現金主義による所得計算の特例が適用できない。

令和4年分以後の業務に係る雑所得

令和4年分以後の所得税について、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の**前々年分**の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超えている場合には、**現金預金取引等関係書類**の保存が義務化された。

令和4年分以後の業務に係る雑所得については、その年の前々年分の雑所得の収入金額を300万円以下、300万円超1000万円以下、1000万円超の3つに区分して判断することになった。

ただし、業務に係る雑所得を有する者について、当年の記帳義務についての判断は、前々年の収入金額により判断するため、業務の規模の増減に伴い金額の多寡で判断しないため、当年の記帳義務の適正性を考えると疑問が残る判断基準であると思われる。

現金預金取引等書類

居住者等が上記の業務に関して作成し、または受領した請求書、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、その写しを含みます。）のうち、現金の収受もしくは払出しまたは預貯金の預入もしくは引出しに際して作成されたものをいいます。

No.1500 雑所得 | [国税庁 \(nta.go.jp\)](https://nta.go.jp) (最終閲覧日令和5年9月10日)

- ▶ 現金売上に関する請求書の控え、契約書
- ▶ 現金支払いの必要経費に関する領収書、納品書
- ▶ 預金の入出金に関する明細
- ▶ 任意作成の売上帳、経費明細書等

収支内訳書

白色申告者で事業所得を有する者と、業務に係る雑所得を有する者で前々年の収入金額が1000万円超の者は、期間損益計算の書類として収支内訳書を添付しなければならない。

収入金額、売上原価、給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料、租税公課、荷造運賃、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費等の内容が記載される。

収支内訳書は、上記の内容が記載されるため、損益計算書としての役割を果たしている。

ただし、白色申告者と雑所得を有する者では、事業専従者控除の取扱いの差がある。

帳簿書類の備付義務

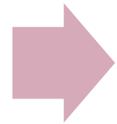
わが国において帳簿書類の備付義務ができたのは、昭和25年にシャウプ勧告（注）に基づき青色申告制度が導入されたときからである。その後、昭和59年度税制改正において、納税環境の整備を目的として、一定の所得を超える白色申告者にも帳簿書類の備付義務を課した。

さらには、平成26年1月1日以後においては、前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が300万円以下の者についても、帳簿書類の備付義務を課した（所法231の2）。

（注） 「Corporation and individual taxpayers who are currently keeping adequate records and who have filed a self-reappraisal return from will be permitted to file their income tax information and compute their tax on a blue colored form.」 シャウプ使節団編『シャウプ使節団日本税制報告書』 General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, 1949年、C-25頁。

記帳義務の動向

青色申告者
のみに記帳
義務



白色申告者
で一定金額
の場合に記
帳義務



全ての事業
所得等の申
告者に記帳
義務

帳簿書類の内訳

	青色申告者 55万円控除	青色申告者 10万円控除	白色申告者	雑所得 前々年300 万円以下	雑所得 前々年300 万円超	雑所得 前々年1000 万円超
貸借対照表	○	×	×	×	×	×
損益計算書 (収支内訳書)	○	○	○	×	×	○
現金預金取 引等関係書 類	○	○	○	—	○	○

青色申告者の場合

青色申告者は、正規の簿記の原則（注）に従った帳簿書類を備付けなければならない。財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない（所法148条1項）。正規の簿記の原則に従った帳簿書類は、網羅性・検証性・秩序性の三要件を満たすものでなければならない（注2）。

ただし、簡易帳簿を備付けることも認められており、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる（所規56条1項）。

（注）企業会計原則（一般原則 2）「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

（注2）首藤重幸「帳簿書類」日税研論集20号、1992年、87頁。

具体的な保存期間

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年or5年
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類 (請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

国税庁 「帳簿の記帳のしかた-事業所得者用-」より

www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/kichou03.pdf (最終閲覧日令和5年9月10日)

白色申告者の場合

その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者が又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の収入金額が千万円を超える場合には、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を添付しなければならない（所法120条6項）。

その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者は、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない（所法232条1項）。

具体的な保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

国税庁 「帳簿の記帳のしかた-事業所得者用-」より

www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/kichou03.pdf（最終閲覧日令和5年9月10日）

帳簿書類の保存期間

不動産所得・事業所得・山林所得を有する者は、記帳義務を負っています（所法148条1項、所法232条1項）。

その年において業務に係る雑所得を有する者で、前々年の収入金額が300万円を超える者は、記帳義務を負っています（所法232条2項）。

	青色申告者55万円控除	青色申告者10万円控除	白色申告者	雑所得前々年300万円以下	雑所得前々年300万円超	雑所得前々年1000万円超
7年	法定帳簿	法定帳簿	法定帳簿	—	—	—
5年	書類	一部書類	書類	—	任意帳簿	任意帳簿

記帳義務の問題点

現行法の記帳義務について、青色申告者と白色申告者が義務を負うことに異論はない。

しかしながら、副業/兼業の業務に係る雑所得を有する者については、記帳義務の有無や記帳水準について、前々年の収入金額を判断基準としているため、申告年度における適正な期間損益計算に反映しているか否かの問題がある。

インボイス制度の導入による影響

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第六十条において同じ。）の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない（消法58条）。

現状、インボイス制度は、国内事業者のみを対象としているため、業務に係る雑所得を有する者は対象にならないと考えられていたが、副業/兼業を行う者が増加しているため、兼業/副業を行う者も、本制度の対象となるであろう。

副業/兼業に係る者の権利

インボイス制度が令和5年10月1日から施行されたことにより、課税業者（注）である取引先は、免税業者（注）に支払いをした消費税相当額で仕入税額として控除することができない金額が出てきます。免税業者は、適格請求書を発行しないからです。

課税業者である取引先は、納税額の増加を嫌い免税業者との取引を嫌う可能性がある。

副業/兼業を行う者で、免税業者である者は、適格請求書発行事業者にならざるを得ない可能性がある。

（注）本稿においては、副業/兼業を行う者を対象とするため、課税事業者を課税業者、免税事業者を免税業者とする。

インボイス制度と所得税法

副業/兼業の収入が20万円以下なら申告不要



前々年の収入金額に応じ会計処理の決定



帳簿書類の内訳と保存期間が決定

インボイス制度と消費税法

免税業者は消費税の申告・納付が不要



適格請求書発行事業者



適格請求書等の帳簿書類の保存義務

インボイス制度の問題点

副業/兼業を行う者は、インボイス制度が始まったことにより、適格請求書発行事業者を選択すると、消費税の納税義務が生じ、納付税額相当の所得が減少する結果となる。

副業/兼業を行う者の収入金額が僅少であり所得税法において申告不要とされた場合においても、消費税法における申告・納付が必要になり、小規模な業務に係る収入を得る者にとって、記帳義務の履行等について過度な負担を課される恐れがある。

電子帳簿保存法について

令和6年1月1日から適用される「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律。以下「改正電帳法」という。）」について、対象となる者を「電子取引を行っているすべての事業者（保存義務者）」としているため、副業/兼業を行う者も電子取引を行った場合には対象となります。

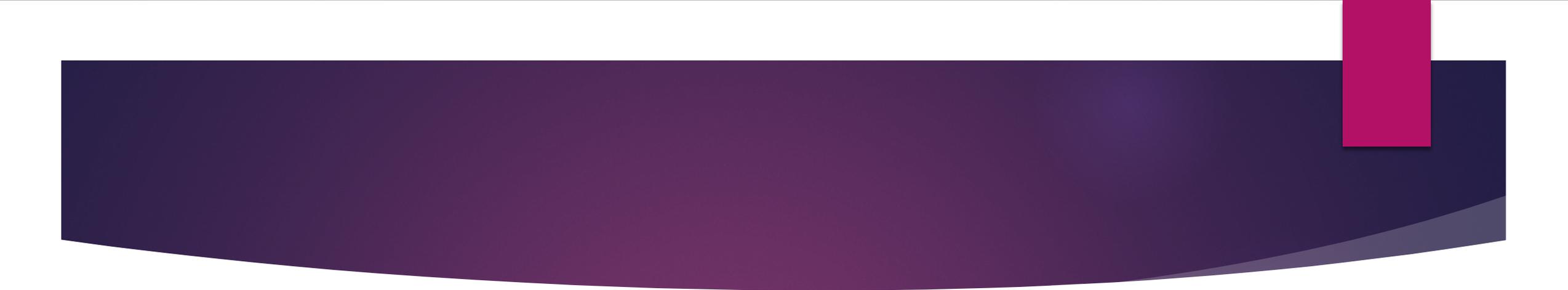
前述したとおり、所得税法と消費税法において取扱いに差があるのみではなく、「改正電帳法」は、電子取引を行っている者とするにより、対象となる者の射程範囲を広げるにより、納税者に過度な負担を課しているように思われる。

おわりに

副業/兼業を行う者の環境は日々変化している。本来、適正な納税義務を履行するために、適正な期間損益計算の実現を果たせば、問題はないはずである。

副業/兼業を行う者のような、比較的小規模な業務を行う者は、会計処理の方法について前々年を基準として判断するため、実態に沿った会計処理を選択しているとは言い切れない。

さらには、副業/兼業を行う者の会計処理の方法を複雑化させて、副業/兼業を行う者の判断を誤らせるようなことがあってはならない。



ご清聴ありがとうございました。